

事務連絡
令和3年6月15日

関係団体 各位

三重労働局
雇用環境・均等室長

夏季における年次有給休暇の取得促進について

平素は労働行政の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、三重県内の年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和元年は62.2%と、前年より4.4ポイント上昇し、全国的にも高水準に位置しておりますが、政府目標の70%には達していない状況にあります。

年休の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられており、また、労働基準法の改正により、平成31年4月から、すべての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化に繋がる年休の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度の導入が効果的です。

このため、三重労働局では、この夏における年休取得の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、周知・啓発を実施していくこととしました。

つきましては、業務御多忙中誠に恐縮ですが、別添広報文も参考の上、同封のポスター及びリーフレットを活用し、貴会員に対する周知・啓発方をお願い申し上げます。また、下記サイトに本リーフレット等を掲載しておりますので、ご活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp>

「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい。」コンテンツ

○働き方・休み方改善ポータルサイト（三重局版） <https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/> 「仕事休もつ化計画」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp>

担当 三重労働局 雇用環境・均等室 059-226-2318 小野・常川

